＜契約書別紙＞　　2024.08.01

短期入所生活介護重要事項説明書

1.　当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話　０４２－６５４－８３３２（原則的に午前９時から午後５時までにお願い致します）
FAX　０４２－６５４－８３３０（随時受けつけております）
担当　生活相談員
※ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2.　小松原園の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	小　松　原　園
所在地	八王子市犬目町６８８番地２
介護保険指定番号	併設型短期入所生活介護　　（東京都1372900462号）

(2) 施設の職員体制（介護老人福祉施設を含む）

東京都の人員配置基準を遵守しています。

(3) 施設の設備の概要

定員	６人(入院時空床ﾍﾞｯﾄﾞ６人)	医務室	１室
居室	個　　室　　６室	食　堂	３室
浴室	一般浴槽と機械浴槽および個人浴槽があります。	談話室	５室
		洗濯室	１室

※居室について、原則的に個室ですが、入院時空きﾍﾞｯﾄﾞ利用は、多床室（２人部屋・４人部屋）になる事もあります。

3.　サービス内容

(1) 介護保険給付対象サービス

①　施設サービス計画の立案

定期的にご利用頂いている方及び３泊以上ご利用頂く場合には、介護支援専門員と協議の上、サービスの目標を決め達成するための具体的な方法・内容等を生活・介護・健康管理等の各方面から計画を立案し、書面にてご本人様・ご家族様にご提示致します。

② 食事提供

朝食 7 時 30 分、昼食 12 時 00 分、夕食 18 時 00 分に食堂にて適温調理したものを召し上がっていただきます。食事形態は、常食、軟菜食、ペースト食です。

その他、14 時 00 分～15 時 00 分頃におやつの提供を行っています。

③ 入浴介助

体調の変化に注意しながら、個浴・特殊浴室、居室・脱衣室のいずれかにて、洗髪洗身・清拭などをいたします。

④ 排泄介助

ADL に応じあるいは個人が望む方法で必要な時に、適切な方法で行います。

⑤ その他の介助

ご希望や状態に応じ着替え介助、施設内移動の付き添いや介助、体位変換、リネン交換等をいたします。

職員の人員配置の関係もあり、常時の見守りについては十分な対応が行えない場合がございます。

⑥ 健康管理

短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行います。健康状況を把握し、注意を要する場合は迅速に対応するとともに、ご家族にご連絡致します。

⑦ 教養娯楽

各フロアにてレクリエーション（塗り絵など）を行っており、様々なボランティアも受け入れております。ご希望の方は自由にご参加いただけます。

⑧ 環境美化

館内を分担して毎日清掃します。業務用洗濯機・乾燥機にかけられる物は館内で処理しますが、痛みやすい衣類はご家族での対応をお願い致します。

大人数の方の衣類をまとめて洗濯させていただいている為、衣類が見つからなくなってしまう場合がございます。その際は見つかり次第ご返却させていただきます。

⑨ 生活相談

お困りのことがあればご相談に応じます（諸手続きの代行等）。

⑩ 送迎

ご希望により、入退所に伴う送迎をいたします。ただし、送迎できる範囲および時間等に制限があります。

(2) 介護保険給付対象外サービス

① 貴重品管理

現金・預貯金通帳・印鑑・保険証などの貴重品のお持ち込みはご遠慮ください。利用者ご本人又はご家族様・代理人様の事情により、当園にてお預かりする場合はご相談に応じます。お預かりする場合は管理料をいただきます。

4. 利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス料金１日あたり

（自己負担額は端数処理の計算によって請求額と異なる場合があります。）

① 施設利用料

介護度	利用料金 １割 （多床室・従来型個室）	利用料金 ２割 （多床室・従来型個室）	利用料金 ３割 （多床室・従来型個室）
要支援１	４８９円	９７７円	１，４６６円
要支援２	６０８円	１，２１５円	１，８２３円
要介護度１	６５３円	１，３０６円	１，９５９円
要介護度２	７２８円	１，４５６円	２，１８４円
要介護度３	８０７円	１，６１４円	２，４２１円
要介護度４	８８３円	１，７６６円	２，６４８円
要介護度５	９５８円	１，９１５円	２，８７２円

下記の加算については、当該事業所が厚生労働省の定める加算要件が整った場合に限り必要となります。

加算名	利用料金 １割	利用料金 ２割	利用料金 ３割	加算要件
① 個別機能訓練加算	１３円	２６円	３９円	専属機能訓練指導員の１人以上配置
② 看護体制加算Ⅰ	５円	９円	１３円	常勤看護師１名配置
③ 看護体制加算Ⅱ	９円	１８円	２６円	25 名以上に１名・24 時間の連絡体制
④ 夜勤職員配置加算	１４円	２８円	４２円	夜勤の規定以上の配置
⑤ 送迎加算（片道）	２００円	３９９円	５９８円	施設と自宅間の送迎
⑥ ｻｰﾋﾞｽ提供体制加算Ⅰ	２４円	４８円	７２円	介護福祉士 80%以上
⑦ ｻｰﾋﾞｽ提供体制加算Ⅱ	２０円	３９円	５９円	介護福祉士 60%以上
⑧ ｻｰﾋﾞｽ提供体制加算Ⅲ	７円	１３円	２０円	介護福祉士 50%以上
⑨ 処遇改善加算Ⅰ（一月）	１４０／１０００単位			介護職員の賃金改善に対して計画措置を講じている場合
⑩ 特定処遇改善加算Ⅰ（一月）	２７／１０００単位			介護職員の賃金改善に対して計画措置を講じている場合

⑪ ベースアップ等支援加算（一月）	１６／１０００単位			処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得
⑫ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ（一月） ※2024年6月1日より⑨・⑩・⑪が一本化され上記加算取得予定	１４０／１０００単位			キャリアパス要件・月額賃金改善要件・職場環境要件を満たしている場合
⑬ 緊急短期入所受入加算	９８円	１９５円	２９３円	家族の疾病などやむを得ない事情がある場合
⑭ 長期利用者に対する入所生活介護	－３３円	－６５円	－９８円	連続して30日を超えて入所しｻｰﾋﾞｽを受けている場合
⑮ 予短期生活機能訓練加算	１３円	２６円	３９円	専属機能訓練指導員の１人以上配置
⑯ 予短期生活介護送迎加算（片道）	２００円	３９９円	５９８円	施設と自宅間の送迎
⑰ 予短期生活ｻｰﾋﾞｽ提供体制加算Ⅰ	２４円	４８円	７２円	介護福祉士80%以上
⑱ 予短期生活ｻｰﾋﾞｽ提供体制加算Ⅱ	２０円	３９円	５９円	介護福祉士60%以上
⑲ 予短期生活ｻｰﾋﾞｽ提供体制加算Ⅲ	７円	１３円	２０円	介護福祉士50%以上
⑳ 予短期生活職員処遇改善加算Ⅰ（一月）	８３／１０００単位			介護職員の賃金改善に対して計画措置を講じている場合
㉑ 予短期生活特定処遇改善加算Ⅰ（一月）	２７／１０００単位			介護職員の賃金改善に対して計画措置を講じている場合
㉒ 予短期生活ベースアップ等支援加算（一月）	１６／１０００単位			処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得

上記の加算に関しては、人員配置によるもので、変動いたします。

※②・③に関しては、両方加算する場合もあります。

※⑥・⑦・⑧（⑯・⑰・⑱）に関しては、いずれか一つのみです。

(2)介護保険対象外サービス料金

① 居住費　（多床室）　１日あたり　９１５円

（従来型個室）１日あたり　１２３１円

② 食費　１日あたり　１５９５円

（朝食:４１５円　昼食：６３５円　夕食５４５円）

※負担限度額（１日あたり）

利用者負担段階	食費	居住費（従来型個室）	居住費（多床室）
基準費用額	１４４５円	１２３１円	９１５円
第４段階	１５９５円	１２３１円	９１５円
第３段階②	１３００円	８８０円	４３０円
第３段階①	１０００円	８８０円	４３０円
第２段階	６００円	４８０円	４３０円
第１段階	３００円	３８０円	０円

② 個人用電化製品使用料(電気代)　５０円

③ 貴重品管理料　１利用回につき　１０００円

※ 上記の施設利用料と食費・居住費については、所得に応じた負担軽減措置がありますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

(3) その他

(2)の他、保険対象外サービスを実施した場合は、実費をご負担いただきます。

(4) 支払方法

利用月ごとに計算し、翌月に請求をいたしますので、請求書発行後１０日以内にお支払い下さい。

お支払い方法は、八王子市農協自動振替・郵便局自動振替・八王子市農協振込・当園の窓口でのお支払いの中からご契約の際に選べます。

5. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

まずは、お電話等で担当されているケアマネージャー、又は施設に直接お申し込みください。ベッドの空きがあればご利用いただけます。

契約を結び、入所と同時に、サービスの提供を開始します。

(2) 退所手続き

① お客様のご都合で退所される場合

文書またはお電話でご通知いただくことにより、いつでも退所できます。

② 利用期間中の中止

利用期間途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します（以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。）。

ア．利用者様が中途退所を希望した場合

イ．入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合

ウ．利用中に体調が悪くなった場合

③　自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

ア．お客様が入院または他の介護保険施設に入所した場合

イ．介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

ウ．お客様がお亡くなりになった場合

④　その他

お客様が、サービス利用料金の支払いを３ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず３０日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当施設に対して本契約を継続し難い理由（ご利用者様の身体や状況等に関して、虚偽の報告等）があった場合、お断りする場合があります。

6.　当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

当園の指定短期入所生活介護事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上のお世話や機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減をはかることを目的としています。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

①　入退所時間

原則として、入退所は午前１０時から午後４時までにお願い致します。

ただし、当園の送迎を希望される場合は、時間を指定する場合がございます。

②　面会・外出・外泊

ご面会は午前９時から午後５時までとなっております。面会票に記載し、職員にお声がけ下さい（時間によっては、場所を限らせていただきます。また、感染症流行時期には、面会制限をさせていく場合もございます。）。

外出・外泊は食事変更の都合がございますので、お早めに（原則的に３日前まで）お知らせ下さい。お出かけの前に所定の用紙に内容を記載してご提出下さい。

③　設備・器具の使用

共用設備・設備備品の取り扱いは丁寧にお願い致します。故意に破損させてしまった場合は修理料などご本人様・ご家族様・代理人様でご負担をお願い致します。

退室時の電気・水道等の切り忘れのない様、ご協力をお願いいたします。

④　所持品の持ち込み

ご利用期間に応じて間に合う程度の量と種類の衣服・日用品をご持参ください

（ベッドの下や周辺に荷物を置きますと、介護に支障をきたしたり、避難の妨げになったり、不衛生となりますので、ご協力下さい。）。

また、火気・危険物等の持ち込みについては禁止します（電気アンカー・電気毛布など）。

⑤ 外部受診

急病・急変に際しては、まずはご家族様・代理人様にご連絡いたします。診療を受ける場合にはご家族様・代理人様に送迎と付き添いをお願いしております。

⑥ 個人情報の取り扱い

救急搬送の必要時はご本人様・ご家族様・代理人様の連絡先や情報などを外部の方にお伝えさせていただく場合がございます。

⑦ その他

共同生活の場において他の利用者に不快な思いを与える等、迷惑となる行動は慎んで下さい。（一部自覚できない方は除きます。）

7. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、ご家族様・代理人様に速やかに連絡し、医師に連絡・救急要請を行う等必要な処置を講じます。

8. 非常災害対策

(1) 災害発生時の対応

小松原園施設全体の職員からなる自衛消防隊により、それぞれの任務に従って初期消火、通報、利用者様の避難誘導を速やかに行います。

なお、小松原園は八王子消防署の重点施設になっております。

(2) 防災設備

当施設内防災センター（小松原園事務所）に自動火災報知設備が設置されております。また、各室に熱感知機、煙感知機、スプリンクラーが設置され、火災が発生すると直ちにスプリンクラーが作動し消火します。同時に非常通報装置が作動し、自動的に多摩防災センターに通報されます。

(3) 防災訓練

毎月、小松原園施設職員からなる自衛消防隊による訓練を行っています。

避難誘導に重点をおいた総合訓練	年６回
防火機器の操作等に重点をおいた部分・基礎訓練	年２回
夜間の災害発生を想定した夜間想定訓練	年２回
震災発生を想定しての震災訓練	年２回

(4) 防火責任者

小松原園　　齋藤　学

9. 事故発生における対応方法

当園は、現に介護の提供をおこなっているときに事故が生じた場合は、以下のように対応します。

① 事故が発生した場合は、看護師に連絡し、必要な処置を行います。

② ご家族様・代理人様或いは介護支援相談員へ状況説明し、今後の対応について協議します。

③ 必要に応じて、市区町村・関係医療機関等へ連絡します。

④ 事故の状況や処置について記録します。

⑤ 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. サービス内容に関する相談・苦情

(1)当施設ご利用者相談・苦情担当

苦情解決責任者：統括施設長　高橋加葉

苦情受付担当者：管理者（齋藤学）事務管理課（坂本あゆみ）

電話　０４２－６５４－８３３１

(2)その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

八王子市高齢者福祉課　相談担当　　電話０４２－６２０－７４２０

東京都国民健康保健連合会苦情相談窓口　電話０３－６２３８－０１７７

11. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　親和福祉会
代表者役職・氏名	理事長　　齋藤　望
本部所在地	東京都八王子市犬目町 688 番地 2
電話番号	０４２－６５４－８３３１

【定款の目的に定めた事業】		【施設・拠点等】
1.	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム小松原園
2.	短期入所生活介護	短期入所生活介護小松原園
3.	通所介護	小松原園デイサービスセンター
4.	居宅介護支援事業	指定居宅介護支援事業所　小松原園
5.	高齢者見守り相談窓口事業	シルバー見守り相談室中野
6.	地域包括支援センター	八王子市あんしん相談センター中野
7	生活支援体制整備及び認知症地域支援事業業務	生活支援体制整備及び認知症地域支援事業業務中野

確　　認　　証

年　　月　　日

短期入所生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地　東京都八王子市犬目町 688 番地 2
名　称　社会福祉法人　親和福祉会
理事長　　齋藤　望　　印

説明者　　所　属　　小松原園　相談支援課

氏　名　　印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、同意致しました。

利用者　　住　所

氏　名　　印

（身元引受人・代理人）　住所

氏名　　印

続柄